

第 1 章

計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

本市では、「奈良市環境基本条例」に掲げている「環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的として、1999（平成11）年に「奈良市環境基本計画」を策定しました。その後、本市の環境施策を取り巻く状況の変化を踏まえ、2012（平成24）年に改訂版を策定し、2017（平成29）年に中間見直しを行っていますが、国内外の環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

世界においては、国連気候変動枠組条約*に基づく「パリ協定*」の発効や、生物多様性条約に基づく「愛知目標」の策定など、地球規模で進む気候変動*や生物多様性などの問題への対応が急務となっています。また国際連合で「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、持続可能な発展のために具体的な目標を掲げて取り組むための枠組み整備が進んでいます。

一方で国内においては、少子超高齢化社会を迎え、地域コミュニティの弱体化が進行しています。農林業における担い手は減少しており、野生鳥獣による農業被害や、これに伴う営農意欲の減退や耕作放棄地の増加など、様々な影響を及ぼしております。近年では地球温暖化の影響による豪雨やそれに伴う洪水・土砂崩れなどが頻発しており、私たちの暮らしを脅かしています。

ただし、昨今の環境課題は経済や社会の課題とも密接に関連し複雑化していますので、環境の側面だけの施策では課題解決に至りません。2018（平成30）年に策定された国の第五次環境基本計画では、SDGsの考え方に沿った環境・社会・経済の3つの側面を統合的に捉え、課題の同時解決と新たな成長につなげる方向性が示されました。本市においても環境・社会・経済の三側面を統合的に取り組み、持続可能な社会づくりを進めることが重要であると考えます。持続可能な社会づくりは、環境保全と経済発展の両立だけでなく、福祉、文化・伝統、教育、コミュニティの再生といった様々な社会的な課題の解決と深く関係しています。持続可能な社会づくりには、市民一人ひとりが自立的に「よい環境」「よい地域」をつくっていかこうとする意識を持ち、行動を起こしていくことが欠かせません。さらにそうした人たち同士のパートナーシップも重要であり、市民、企業、NPO、各種団体、行政などさまざまな関係者との協働を推進していくことも重要です。

これらの状況を踏まえて、市民一人ひとりの活動が活性化し、結果として環境負荷*を軽減し持続可能な地域をつくるために、「第3次奈良市環境基本計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、奈良市環境基本条例第9条に基づいて定めるもので、上位計画である奈良市第5次総合計画の環境分野の計画として、国の第五次環境基本計画等を踏まえて、奈良市としての環境のあり方を示す基本計画です。

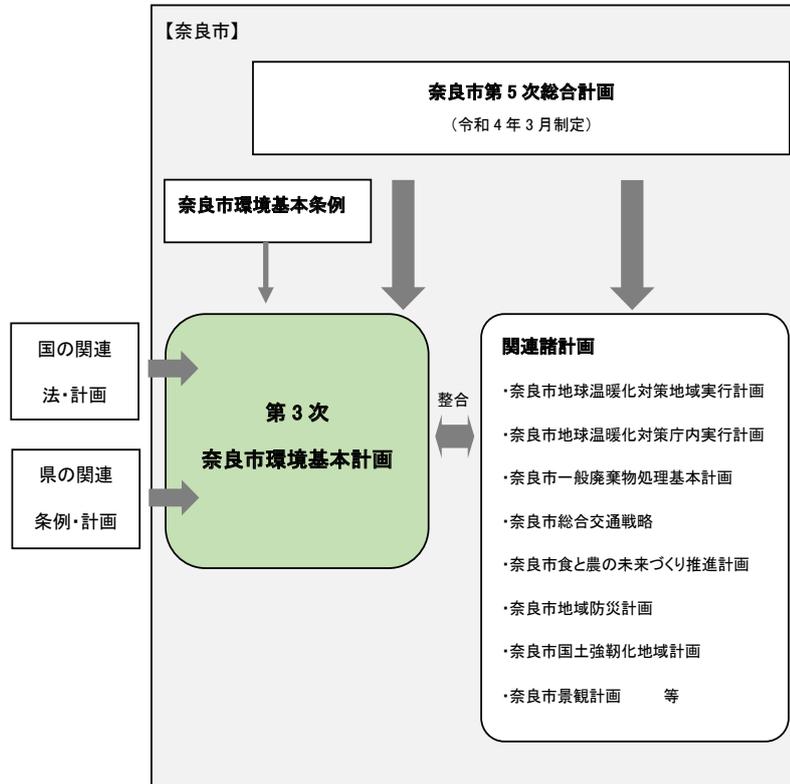


図 1-1 計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画の期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とします。なお、3～5年サイクルで見直すこととしますが、国の環境政策の動向や社会経済情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行います。

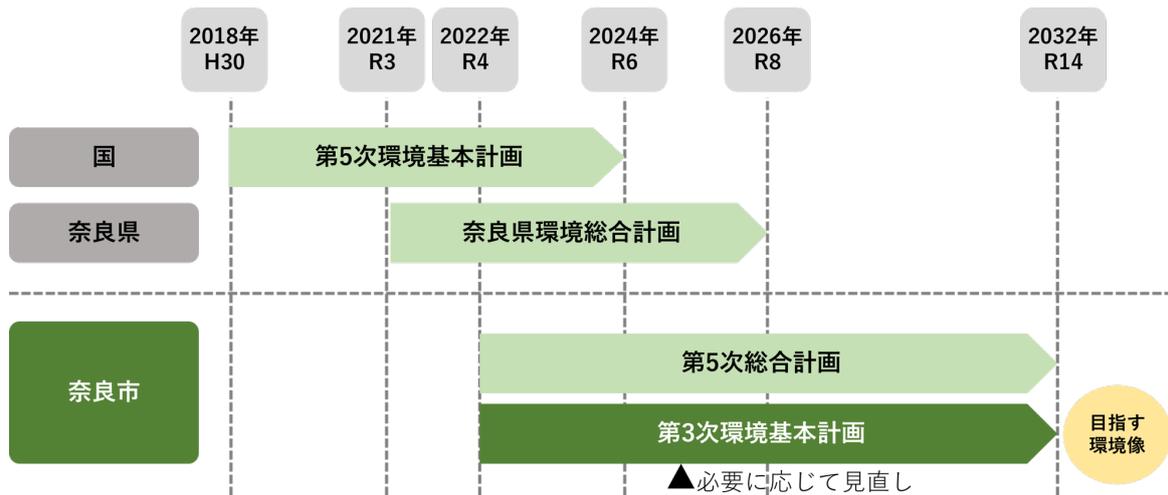


図 1-2 計画の期間

4. 計画の対象範囲

対象地域は、奈良市全域とし、広域的な対応が必要な事項については、国・県や近隣自治体と協力体制を図ります。また、対象とする分野は下記のとおりです。

- 自然・歴史環境（森林、里山、生物多様性、歴史景観など）
- 地球環境（地球温暖化、気候変動、エネルギーなど）
- 資源循環（廃棄物、リサイクル、適正処理など）
- 生活・都市環境（大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、防災、公園、まちづくり、交通など）
- 共通基盤（環境教育*・学習、自主的活動、参加・協働など）